

令和5年度 千葉県産業教育審議会 資料

- 資料1-1 千葉県産業教育審議会の公開に関する実施要綱
- 資料1-2 千葉県産業教育審議会傍聴人規則
- 資料2 産業教育審議会関係法令
- 資料3 千葉県産業教育審議会の近年における答申等
- 資料4 千葉県の産業教育について
- 資料5-1 「キャリア教育の推進に係る調査研究事業」について
- 資料5-2 「キャリア教育の推進に係る調査研究事業」アンケート調査結果
(概要)
- 資料5-3 「キャリア教育の推進に係る調査研究事業」アンケート調査結果
(全学科と専門(産業)学科の結果の比較(高校生))
- 資料6 キャリア教育の推進に向けた今後の取組について

千葉県産業教育審議会の公開に関する 実施要綱

千葉県産業教育審議会の公開に関する実施要綱 (平成16年7月7日千葉県産業教育審議会长決裁)

第一条 目的

この実施要綱は、千葉県産業教育審議会の会議を公開することにより、県民に対し審議の状況を明らかにし、会議の透明性、公正性を確保するとともに、産業教育への県民参加を促進し、理解と信頼を高め、開かれた審議会への一層の推進に寄与することを目的とする。

第二条 会議の公開

本審議会の会議は、原則として公開するものとする。

第三条 公開しないことができる会議

前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 千葉県情報公開条例第8条第5号（審議、検討等情報）
- (2) 千葉県情報公開条例第8条第6号（事務事業情報）

第四条 非公開の決定

- (1) 会議を非公開とすることは、第三条の規定に基づき、本審議会がその会議において決定しなければならない。
- (2) 会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第五条 公開の方法等

- (1) 公開で行う会議については、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めるものとする。
- (2) 会議を公開するにあたっては、千葉県産業教育審議会傍聴人規則により、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議開催中における会場の秩序の維持に努める。
- (3) 公開した会議の会議資料について、これを傍聴者に閲覧させ、又は配布することができる。

第六条 会議開催の周知

公開する会議を開催するにあたっては、当該会議開催日のおおむね1週間前までに、次の各号を記載した会議開催の公告を県ホームページに掲載し、県民に周知するものと

する。ただし、会議の開催が急を要するときは、この限りではない。

- (1) 会議の議題
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 傍聴の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他

第七条 会議録の作成と公開

- (1) すべての会議の会議録を作成し、会議資料とともに、その公開については、可能な限り主体的に公開するよう努めるものとする。
- (2) 公開した会議の会議録の全部又は一部について、県ホームページに掲載する。ただし、公開する場合の取り扱いは、千葉県情報公開条例の定めるところによる。

第八条 その他

この実施要綱で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第九条 適用期日

この実施要綱は、平成16年7月7日以降に開催される会議において適用する。

千葉県産業教育審議会傍聴人規則

(傍聴の手続等)

- 第1条 千葉県産業教育審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を千葉県産業教育審議会傍聴申込書（別記第1号様式）に記入して申し込み、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴の申込みの受付時間は会議の開会時刻の30分前から20分前までとし、傍聴の申込みの受付場所は会議の開催場所の入り口の前とする。
- 3 傍聴人の定員は5人とし、傍聴をしようとする者が定員を超える場合にあつてはくじにより傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であつて会長が認める者は、会議を傍聴できるものとする。
- 5 傍聴券は、退場の際返還しなければならない。

(傍聴ができない者)

- 第2条 次の各号の一に該当する者は、傍聴ができない。
- 1 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者。
- 2 旗、のぼり、プラカード、掲示板、張り紙、ビラ等を携帯している者
- 3 笛、ラッパ、太鼓、拡声器等を携帯している者
- 4 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用している者及びその他異状な服装をしていると認められる者
- 5 酒気を帯びていると認められる者。
- 6 児童又は乳幼児を連れている者
- 7 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が求めた者

(行為の禁止)

- 第3条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 1 みだりに傍聴席を離れること。
- 2 私語、談話、拍手等を行うこと。
- 3 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- 4 飲食又は喫煙を行うこと。
- 5 会長の許可なく、写真機、録音機等の録画、録音を目的とする機器を持ち込み、使用すること。
- 6 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(制止等)

第4条 傍聴人が前条の規定に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

第5条 会長が傍聴の禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。

附則(抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第1条第一項)

千葉県産業教育審議会傍聴申込書

氏名	住所	※備考

注 ※印欄は記入しないでください。

第2号様式（第1条第1項）

千葉県産業教育審議会傍聴券

*千葉県産業教育審議会傍聴人規則を遵守してください。

*お帰りの際は、この傍聴券を返還してください。

千葉県産業教育審議会長

○産業教育振興法

○産業教育振興法

昭和二十六年六月十一日法律第二百二十八号

〔総理・大蔵・文部大臣署名〕

平成二十七年 六月二四日号外法律第四六号〔学校教育法等の一部を改正する法律附則六条による改正〕

産業教育振興法をここに公布する。

産業教育振興法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 地方産業教育審議会（第十一条—第十四条）
- 第三章 国の補助
 - 第一節 公立学校（第十五条—第十八条）
 - 第二節 私立学校（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学又は高等専門学校が、生徒又は学生等に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行う教育（家庭科教育を含む。）をいう。

（国の任務）

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、産業教育の振興を図るように努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- 五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

（実験実習により生ずる収益）

第四条 地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によつて収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。

（教員の資格等）

第五条 産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

（教科用図書）

第六条 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

第七条から第十条まで 削除

第二章 地方産業教育審議会

(設置)

第十一条 都道府県及び市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方産業教育審議会を置くことができる。

(所掌事務)

第十二条 地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という。）は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に関し、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

(委員)

第十三条 地方審議会の委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

- 2 前項の委員の任命に当たっては、あらかじめ都道府県の教育委員会にあつては知事の意見を、市町村の教育委員会にあつては市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
- 5 前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。
- 6 委員の定数並びに費用弁償の額及びその支給方法は、条例で定める。

(教育委員会規則への委任)

第十四条 地方審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村の教育委員会規則で定める。

- 2 前項の規則の制定に当たっては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事と、市町村の教育委員会は市町村長と協議しなければならない。

○千葉県産業教育審議会条例（昭和26年8月10日条例第46号）

千葉県産業教育審議会条例

昭和二十六年八月十日
条例第四十六号

改正 昭和二八年 六月 九日条例第三七号 昭和三一年 九月 一日条例第二七号
昭和六〇年一二月二三日条例第三三号 平成二四年 三月二三日条例第三二号

千葉県産業教育審議会条例

題名改正〔昭和六〇年条例三三号〕

(設置)

第一条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十一条の規定により、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に千葉県産業教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

全部改正〔昭和六〇年条例三三号〕

(委員)

第二条 審議会の委員の定数は、十八人以内とする。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者につき、千葉県知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
 - 一 産業経済界における学識経験のある者 四人以内
 - 二 教育界における学識経験のある者 八人以内
 - 三 勤労界における学識経験のある者 四人以内
 - 四 関係行政機関の職員 二人以内
- 3 前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

一部改正〔昭和二十八年条例三七号・六〇年三三号・平成二十四年三二号〕

(専門委員)

第三条 審議会に専門の事項を調査審議するため、その調査審議に要する期間中、非常勤の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから審議会の推薦に基づいて教育委員会が任命する。

一部改正〔昭和六〇年条例三三号〕

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔昭和六〇年条例三三号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第二条第二項第一号、第二号又は第三号に掲げる者の中から最初に任命される委員の中各半数の者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、一年とする。

3 前項の規定により任期を一年とする委員は、く(ゝ)じ(ゝ)で定める。

附 則(昭和二十八年六月九日条例第三十七号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例により、最初に任命される委員の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、一人は昭和二十九年三月三十一日までとし、他の一人は昭和三十年三月三十一日までとする。この場合において、任命される委員の任期はくじで定める。

附 則(昭和三十一年九月一日条例第二十七号抄)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四百七号)施行の日(昭和三十一年九月一日)から施行する。

附 則(昭和六十年十二月二十三日条例第三十三号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年一月十二日から施行する。(後略)

附 則(平成二十四年三月二十三日条例第三十二号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

○千葉県産業教育審議会運営規則(昭和27年4月25日教育委員会規則第2号)

千葉県産業教育審議会運営規則

昭和二十七年四月二十五日

教育委員会規則第二号

改正 昭和四三年 四月 一日教育委員会規則

第三号

千葉県産業教育審議会運営規則

千葉県教育委員会は、千葉県産業教育審議会委員の定数等に関する条例(昭和二十六年千葉県条例第四十六号)第五条の規定に基づきこの規則を制定する。

(会長及び副会長)

第一条 千葉県産業教育審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き委員のうちから互選する。

2 会長及び副会長の任期は一年とする。但し、再選されることができる。

3 会長は会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第二条 審議会は部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。
- 3 各部会に属する委員により、部会長を互選する部会長は各部会の会務を掌理する。
(議事)

第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるは「委員及び議事に関係のある専門委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し、必要な事項は審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十三年四月一日教育委員会規則第三号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

千葉県産業教育審議会の近年における答申等

年 月 日	建議・答申等事項	審議内容等
平成17年1月24日	「今後の本県産業教育の在り方について」	1 今後の本県農業教育の在り方について 2 今後の本県水産教育の在り方について
平成18年2月2日	「今後の本県産業教育の在り方について」	1 今後の本県商業教育の在り方について 2 今後の本県家庭に関する学科における専門教育の在り方について
平成19年3月13日	「今後の本県産業教育の在り方について」	1 今後の本県工業教育の在り方について 2 今後の本県看護教育の在り方について 3 今後の本県福祉教育の在り方について
平成22年2月2日	「普通科・専門学科の枠を超えた新しい連携による、将来の専門的職業人の育成」について	専門部会の報告を基に、学科間・学校間・地域など様々な連携を通して、生徒の「社会人基礎力」「専門的知識・技術」が身につくこと以外にも、大きな成果として「学習意欲」「職業意識」の向上が見られることを確認し、連携の課題及び今後の方向性を検討し、報告書としてまとめた。
平成25年10月28日 平成26年2月17日	「産業教育の活性化方策について一産・学・官の連携強化による職業人の育成」について(協議報告)	産業系専門高等学校の現状と課題について、各部会から報告を受け、協議を行った。作業部会を設置し、地域産業界や大学・研究機関との連携により、生徒に先進的な技術を体験させるなどの取組について報告してもらい、各委員から意見をいただいた。連携強化に向けた課題や職業人の育成に向けた支援の在り方について協議し、まとめた。
平成26年11月13日	「今後の産業教育の魅力発信に向けて」	前年の協議を踏まえ、今後の本県におけるキャリア教育や産業教育について協議し、平成27年2月策定の第2期千葉県教育振興基本計画に反映させた。
平成28年3月15日	「今後の専門高校におけるキャリア教育の推進に向けて」	キャリア教育は広い意味で教育をどう考えるかが大事である。職業キャリア問題だけではなく、人としてどう生きて行くのか、家庭人として地域社会の一員としてどう生きて行くのかというのもキャリア教育の課題として協議し、議論された。
平成29年3月3日	「今後の専門高校におけるキャリア教育の推進に向けて」	キャリア教育と受験勉強が別物で、子どもの頃の夢が大人になるまで繋がっていないという指摘や、専門高校でも進学率が上がっている現状等について話題となった。また、社会構造の変化と学歴神話の関係や、各分野における採用や人材育成についても議論された。
平成31年3月19日	「今後の本県産業教育の在り方について」	将来の千葉県の産業界で活躍できる人材を育成するために身に付けさせるべき資質・能力にはどのようなものがあるか、また産業教育の目指すべき方向の1つとして、それぞれの学生が自分の適性を適切に自覚できるような教育が必要である。そのためには、小学校、中学校、高等学校、大学において、それぞれの発達段階に応じた職業体験の機会を増やしていくことが必要であり、千葉県の産業教育が今後目指す方向性について協議し、まとめた。
令和2年2月7日	「今後の本県産業教育の在り方について」	本県の特徴を生かし、「Society5.0」を意識した産業教育の人材育成「身に付けさせるべき資質・能力」「千葉県がどのような人材を求めているのか」について協議し、議論された。
令和5年3月7日	『『キャリア教育の推進に係る調査研究事業』における調査項目の在り方について』	高校卒業までに本県の子供たちに十分なキャリア意識が育まれていないのではないかと、産業界が求める人材と教育現場から輩出される人材のミスマッチが起きているのではないかとという仮説に基づき、令和5年度に中高生に加えて大学生、社会人、企業等を対象に実態調査を行い、調査結果を踏まえて、今後の有効な施策の検討を予定している。そこで、実態調査の内容や本県の課題に対応した取組等について協議し、議論された。

千葉県産業教育について

1 県内の産業教育関係高等学校

	学校名	大学科	小学科		学校名	大学科	小学科
県立	千葉女子	家庭科	家政科	県立	東総工業	工業科	電子機械科
県立	千葉商業	商業科	商業科				電気科
			情報処理科				情報技術科
県立	京葉工業	工業科	機械科				建設科
			電子工業科	県立	東金商業	商業科	商業科
			設備システム科				情報処理科
			建設科	県立	大網	農業科	農業科
県立	千葉工業	工業科	電子機械科				食品科学科
			電気科				生物工学科
			情報技術科	県立	茂原樟陽	農業科	農業科
			工業化学科				食品科学科
			理数工学科				土木造園科
県立	幕張総合	看護科	看護科			工業科	電子機械科
県立	八千代	家庭科	家政科				電気科
県立	薬園台	農業科	園芸科				環境化学科
県立	市川工業	工業科	機械科	県立	一宮商業	商業科	商業科
			電気科				情報処理科
			建築科	県立	大原	総合学科	
			インテリア科	県立	安房拓心	総合学科	
県立	松戸向陽	福祉科	福祉教養科	県立	館山総合	工業科	工業科
県立	柏の葉	情報科	情報理数科			商業科	商業科
県立	流山	農業科	園芸科			水産科	海洋科
		商業科	商業科			家庭科	家政科
			情報処理科	県立	君津商業	商業科	商業科
県立	清水	農業科	食品科学科				情報処理科
		工業科	機械科	県立	木更津東	家庭科	家政科
			電気科	県立	君津	農業科	園芸科
			環境化学科	県立	君津青葉	総合学科	
県立	成田西陵	農業科	園芸科	県立	袖ヶ浦	情報科	情報コミュニケーション科
			土木造園科	県立	市原	農業科	園芸科
			食品科学科	県立	千葉商業(定)	商業科	商業科
		商業科	情報処理科	県立	千葉工業(定)	工業科	工業科
県立	下総	農業科	園芸科	県立	市川工業(定)	工業科	工業科
		工業科	自動車科	県立	銚子商業(定)	商業科	商業科
		商業科	情報処理科	市立	習志野	商業科	商業科
県立	佐倉東	家庭科	調理国際科	市立	船橋	商業科	商業科
			服飾デザイン科	私立	千葉経済大学附属	商業科	商業科
県立	八街	総合学科					情報処理科
県立	多古	農業科	園芸科	私立	東京学館船橋	商業科	情報ビジネス科
県立	銚子商業	商業科	商業科			家庭科	食物調理科
			情報処理科	私立	千葉商科大学附属	商業科	商業科
		水産科	海洋科	私立	千葉黎明	農業科	生産ビジネス科
県立	旭農業	農業科	畜産科	私立	茂原北陵	家庭科	家政科
			園芸科	私立	木更津総合	普通科	
			食品科学科				

※総合学科は産業教育関係の系列を設置する学校を記載

※木更津総合は千葉県産業教育振興協会の会員校

2 学科別在籍生徒数（国立・公立・私立）

令和4年度の全国及び県内の在籍生徒数

学 科	全国の在籍生徒数		県内の在籍生徒数					
	全日制+定時制		全日制+定時制		全日制		定時制	
	生徒数	割合	生徒数	割合	生徒数	割合	生徒数	割合
普 通	2,171,202	77.2%	118,320	87.9%	116,160	87.9%	2,160	86.5%
その他	105,200		3,801		3,801			
農 業	69,825	17.4%	2,385	8.9%	2,385	8.9%		10.9%
工 業	211,763		3,113		2,967		146	
商 業	165,648		5,507		5,382		125	
水 産	7,460		140		140			
家 庭	34,739		812		812			
看 護	13,100		121		121			
福 祉	7,207		85		85			
情 報	2,698		238		238			
総 合	159,067		5.4%		4,455		3.2%	
計	2,947,909	100.0%	138,977	100.0%	136,481	100.0%	2,496	100.0%

3 専門学科の入学志願状況（公立、全日制）

志願倍率（募集人数に対する志願者の割合）

学科名	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和
	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	前期	前期	前期	一般	一般	一般	一般
農 業	1.1	0.98	1.01	0.99	0.89	0.75	0.83
工 業	1.1	1.06	1.05	0.96	0.9	0.87	0.83
商 業	1.32	1.26	1.21	1.26	1	0.96	0.98
水 産	0.63	0.84	0.56	0.43	0.61	0.53	0.26
家 庭	1.44	1.4	1.28	1.33	1.01	1.03	0.98
看 護	2.15	2.48	1.85	2.25	1.35	1.35	1.48
福 祉	1.15	0.83	1.48	0.83	0.75	0.63	0.9
情 報	1.63	1.83	1.7	1.84	1.51	1.31	1.25
総 合	1.32	1.34	1.7	1.76	1.25	1.3	1.26

4 令和5年度の取組

(1) 千葉県高等学校産業教育フェア

県内の産業教育関係高校の生徒作品、活動状況等の発表の場を設けることにより、県民への産業教育に対する理解・協力を促すとともに、新たな産業教育の在り方を探り、時代に即した高等学校における産業教育の活性化とその振興に資することを目的としている。

令和5年度は、10月22日（日）にイオンモール幕張新都心（千葉市美浜区）で開催した。

参加学科と内容

農業	体験・演示・販売	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物等の販売 ・フラワーアレンジメント、アクセサリー作り ・葉っぱアート体験 ・農業クイズの実施
工業	体験・展示	<ul style="list-style-type: none"> ・ネジ切り体験 ・オリジナルキーホルダー作り、 ・オリジナルしおり作り ・作品の展示
商業	体験・展示・販売	<ul style="list-style-type: none"> ・探偵（商品の調査）体験 ・名刺作り、プログラミング体験 ・惑星や星についての学習 ・商品の販売
水産	体験・展示	<ul style="list-style-type: none"> ・ストラップ作製 ・メッセージ入り缶詰作り ・編網体験 ・作品の展示
家庭	演示・販売・展示	<ul style="list-style-type: none"> ・焼き菓子、被服小物の販売 ・小物製作体験 ・パネル、作品の展示 ・ファッションショー ・活動映像上映
看護	体験・展示	<ul style="list-style-type: none"> ・血圧、酸素飽和度測定 ・キッズユニホーム体験 ・パネルの展示 ・活動映像上映
情報	体験・展示	<ul style="list-style-type: none"> ・Vtuber体験 ・レゴマインドストーム作品、3Dプリンター作品展示 ・パネル、ポスターの展示 ・電子工作の展示
福祉	体験・展示	<ul style="list-style-type: none"> ・点字打ち体験
総合	販売・展示	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物、洋菓子の販売 ・パンフレット配布 ・学校紹介動画上映

(2) 課題探究型キャリア教育ゼミの実施

専門高校を拠点校とした各グループが、専門学科の特性を生かして地域の課題を設定し、解決に向けて探究活動を実施。他者と協力しながら、主体的に課題解決を図るなど、社会人として必要な資質・能力を育成する。

【実績】

グループA：県立千葉商業高校、県立犢橋高校、県立成田西陵高校

自分たちの学校周辺地域を対象に、年間500万トン以上ともいわれている食品ロス問題について調査するとともに、SDGs活動の一環として、千葉県産農作物や食品ロス食材を使用したメニュー開発を行い、地域食堂において商品を提供した。

グループB：県立千葉工業高校、県立千葉南高校、県立生浜高校

児童生徒の関心が高い「ロボット」を製作し、地域の小学校・中学校等に赴き、ロボットのプログラミングや操作方法などを児童生徒に体験してもらう出前授業を行った。

グループC：県立茂原樟陽高校 県立長生高校、県立茂原高校

千葉県誕生150周年を迎えるにあたり、茂原市の3校の高校生が「チーム茂原」として連携し、主体的に茂原市の課題について探究活動を行うとともに、それぞれの学校の特色を生かした新たな商品開発等の可能性を考えた。

(3) 学校提案型魅力発信事業の実施

児童生徒が自らのキャリアを考え、より適切な高等学校選択を実現できるよう、各県立高等学校の魅力ある教育内容等を情報発信する。

【実績】

県立成田西陵高校（他4校）

様々な学科やコースを設置している成田市近隣の県立高校5校による、中学生のためのキャリアアップゼミを開催した。各高校の魅力ある教育内容を紹介するほか、成田地域に就職した卒業生による進路講演も行った。

県立千葉工業高校

株式会社NTT-東日本南関東協力のもと、千葉工業高校情報技術科を中心として、近隣の幼稚園や小・中学校へ出前授業を行うことで、ものづくりの魅力を発信するほか、プログラミングの授業支援を行った。

県立松戸向陽高校

松戸向陽高校福祉教養科が主体となって、一般社団法人Mi-Projectとともに福祉の知識を生かして、地域のニーズに基づいた地域コミュニティづくりの企画・運営を行った。

県立下総高校

成田空港滑走路拡大による伐採樹木や、利根川水系・印旛沼水系で大量に発生した外来魚など、いわゆる「不用なもの」を肥料に変え、野菜の栽培に利用し、収穫した野菜を地域で販売する取組を成田空港や印旛沼漁協と連携しながら行った。

県立佐倉東高校

佐倉市や印旛地区米粉普及会とともに、地産地消に取り組んでいる佐倉東高校調理国際科が開発したオリジナル焼菓子や、佐倉東高校調理国際科の生徒が近隣の佐倉中学校等の生徒と一緒に、調理器具や食材の扱い方も指導しながら製作した。

昨年度に市内在住の作家から講義を受けて作品を製作した「友禅染」について、今年度の継続した取組の中で、佐倉東高校服飾デザイン科の生徒が佐倉小学校の児童に対して、教えながら一緒に染める体験授業を行った。

県立東金商業高校

商業の学びである「観光ビジネス」を生かして、近隣の城西国際大学・地域の企業および旅行会社等と連携して、留学生や海外の方を対象としたバスツアーの企画・運営を行い、地域の魅力を発信する体験を行った。

(4) 専門学科を体験しよう事業の実施

専門学科を有する県立高校の教員や生徒が、近隣の小・中学校の児童生徒等に対して、専門学科の学びを分かりやすく教える体験授業や魅力を伝えるための広報活動を行った。

【実績】

農業系高校の取組

野菜の収穫体験 [小学校6クラス]
正月飾りの製作体験 [小・中学校希望者]
実習農場の見学 [学校説明会参加者]

工業系高校の取組

ものづくり体験（ロボット制作） [小学校5クラス]
ゲームプログラミング [実習見学会参加者]
LEDの点滅回路作り [体験入学参加者]

商業系高校の取組

製造業の経営ゲーム体験 [中学校希望者]
簿記とプログラミング講座 [中学校3クラス]

水産系高校の取組

小型船舶航行 [学校説明会参加者]
実習船体験航海 [希望者]

家庭系高校の取組

型友禅の体験授業 [学校説明会参加者]
ロールケーキ作り [小学校1クラス]
ミニファッションショー [学校説明会参加者]

福祉系高校の取組

車いす・点字体験 [学校説明会参加者]
福祉の模擬授業 [学校説明会参加者]

(5) 千葉県誕生150周年記念事業の実施

令和5年6月15日に千葉県が誕生して150周年を迎えた。県立高校では、職業系専門学科（農業・工業・商業）設置校を中心に様々な取り組みを実施した。

【実績】

農業系高校の取組

千葉県誕生150周年を記念したポスターを作成して販売会のPRを行い、各校が栽培・収穫した農作物や製造した製品等を2回販売した。各企業に御協力をいただき、1回目は6月17日（土）に千葉駅ペリエ前のコンコース、2回目は6月24日（土）にホテルポートプラザちばにて行った。

工業系高校の取組

県立千葉工業高校がカウントダウンボードを製作し、他にも式典の記念品となる文鎮製作を行った。また、金属3Dプリンター、レーザー加工機を使用してキーホルダー製作にも取り組んだ。さらに、県内3校の工業系高校が小中学校と協働して取り組む「100年後の千葉未来会議」を実施した。

商業系高校の取組

商業系高校では、企業と連携した取り組みとして、山崎製パン株式会社からビジネスについて学び、協同で商品開発を進める取り組みを行った。また、千葉県誕生150周年をテーマとする研究発表会を実施した。

5 令和6年度 職業系専門学科・コースの充実

(1) 県立茂原樟陽高校（農業経営者育成に関するコースを設置）

- ・農業経営者のグローバル化や法人化、6次産業化や企業参入に対応した経営感覚の醸成を図るための学習を充実。
- ・近隣に所在する先進農業経営者、農業系大学、農業大学校、行政機関等との連携を強化し、農業経営者の育成に向けた取組を推進。
- ・各連携先と協力し、出前講座や現地研修を実施するなど、充実した農業経営者育成のためのカリキュラムを編成し、実践的なキャリア教育を展開。

(2) 県立千葉商業高校（起業家育成に関するコースを設置）

- ・起業家精神の醸成及び新たな価値を創造できる柔軟な発想力を育成。
- ・近隣に所在する企業、商工会議所、大学等との連携により、起業家養成講座など充実した起業家育成教育の展開を図ることにより、実践的なキャリア教育を展開。

(3) 県立一宮商業高校（観光に関するコースを設置）

- ・観光に関する知識や技術を習得するとともに、観光ビジネス従事者としての心構えやマナー、おもてなしの精神などを学習し、将来観光ビジネス分野で活躍できる人材を育成。
- ・近隣に所在する観光施設や宿泊施設、商工会議所及び大学等との連携により、例えば、観光アプリの開発など充実した観光教育の展開を図ることにより、実践的なキャリア教育を展開。
- ・観光ビジネスや旅行業務取扱管理者に関する資格取得を積極的に推進。

(4) 県立松戸向陽高校（福祉系コンソーシアム事務局を設置）

- ・インターンシップや実習等、職業教育の充実により、県全体の福祉教育の質の向上を図るため、学校間連携や外部機関との連携を一層推進。
- ・コンソーシアム事務局を設置し、連携コーディネーターを配置。
- ・コンソーシアム事務局を中心に、福祉系学科・系列・コース設置校と各機関の間にネットワークを構築し、情報や教育手法などを共有。
 - ア 大学・短大・専門学校等との連携
 - イ 社会福祉施設等との連携
 - ウ 行政機関・関係団体との連携
 - エ 学校間連携

(5) 県立船橋豊富高校（福祉コースを設置）

- ・主として、高齢者の介護に必要な専門知識や技術を習得するとともに、介護従事者としての心構えや配慮、マナーを学習し、将来福祉分野で活躍できる人材を育成。
- ・近隣に位置する福祉施設や、福祉系大学及び学部と積極的に連携し、充実した福祉教育を展開。
- ・介護従事者等の人材育成及び職業教育の一層の充実を図る観点から、卒業時に介護職員初任者研修修了者資格を取得。
- ・既に福祉教育に取り組んでいる学校の実践等で得られた成果を共有し、教育内容を一層充実。

(6) 県立袖ヶ浦高校（先進ITコースを設置）

- ・AIの設計・開発やAIが学習したデータを解析するなど、先端IT人材を目指す生徒にとって必要なプログラミングや統計処理などのスキルを育成。
- ・情報・数学・理科・英語の教科内容を深化させ、先端IT技術を扱う上での基礎的・基本的内容の学習を行う多彩な学校設定科目を設定。
- ・大学等への進学を重視する中で、IoT及びAIを活用した先端技術などに対応できるよう、大学や外部機関との連携を強化。

「キャリア教育の推進に係る調査研究事業」について

○趣旨

(キャリア教育に係る本県の課題)

- ・全国平均と比較して
 高校卒業者の就職率が低い。
 高卒就職者の3年以内離職率が高い。
 →高校卒業時まで、進学者も含め、子供たちに十分なキャリア意識が育まれていないのではないかという懸念
- ・デジタル化などの社会の変化の中、高校進学段階から全般的に普通科志向
 →産業界が求める人材と、教育現場から輩出される人材のミスマッチが起こっている可能性

⇒これらの課題を改善するためのキャリア教育に係る施策を検討するに当たり、まずは実態を明確に把握する必要がある。

- ・本県の生徒、学生の発達段階を追ったキャリア意識の変化を把握
- ・産業界が求める人材やスキルを把握
 するために、中学生、高校生、大学生、社会人及び企業を対象に実態調査を実施

- ・高卒就職率(令和4年3月卒業生)
 千葉県 94.6% (県内就職率 92.2%)、全国平均 97.9% (都道府県内就職率 97.2%)
- ・高卒就職者の3年以内離職率(令和2年3月卒業生)
 千葉県 41.2% 全国平均 37.0% ※離職した都道府県で計上されるため、必ずしも千葉県で採用された者の離職を意味するものではない。
- ・職業に関する学科(高校)の在籍生徒の割合 千葉県 9.3% 全国平均 17.7% (公立・私立 全日・定時)
- ・千葉県公立高校(全日制)の入学志願状況 職業に関する学科 0.90倍 普通科 1.15倍

○調査方法

- ・委託事業として、(株)ちばぎん総合研究所に委託して実施
- ・「キャリア教育調査研究推進協議会」を構成し当事業に係る全ての事項(調査項目設計、調査方法、結果分析、施策提言)について協議し、協議結果を踏まえて、調査等を進めていく。

※「キャリア教育調査研究推進協議会」構成員

以下の属性の有識者等9名で構成した

- ・大学教授 ・ 県内経済団体関係者 ・ 国労働行政担当者 ・ 民間企業職員
- ・ 県内公立学校関係者 ・ 県内大学就職担当者

○調査対象

- | | | |
|--------------|--|--------------------|
| ・ 県内公立中学生 | 39校抽出 全学年 約10,200人 | 回答数 8,683 |
| ・ 県内県立高等学校生徒 | 全員 約79,400人 | 回答数 62,266 |
| ・ 県内大学生 | 学部 3年生・5年生 約27,000人 | 回答数 1,135 |
| ・ 社会人 | 県内高校卒業後就職(10年目まで)
県内高校を卒業し大学卒業後就職(10年目まで) | 回答数 276
回答数 213 |
| ・ 県内立地企業 | 12,000社(従業員数10名以上) | 回答数 1,698 |
| ・ 県内公立中学校 | 56校 | |
| ・ 県内県立高等学校 | 136校(課程別) | |

○協議会の開催日と主な協議題

令和5年6月2日（金）第1回協議会開催

- ・調査研究事業の概要について
- ・アンケート調査の設問項目について
- ・千葉県のキャリア教育について

令和5年7月10日（月）第2回協議会開催

- ・アンケート調査の設問項目の改善点について
- ・調査結果の分析方法について
- ・インタビュー調査の項目について

令和5年12月18日（月）第3回協議会開催

- ・調査結果（概要）について
- ・本県のキャリア教育に係る課題の仮説検証について
- ・今後の取組案について

令和6年2月7日（水）第4回協議会開催

- ・調査結果の追加報告について
- ・本県のキャリア教育に係る課題の仮説検証について（追加）
- ・今後の取組案について

○主なアンケート調査内容

中学生・高校生・大学生・社会人対象

（自己認識）

「基礎的・汎用的能力」の自己認識、職業適性・社会認識・将来の展望等の認識

（進路決定）

卒業後の進路希望、就職を希望する理由、上級学校・その学科への進学を希望する理由

（職業観・勤労観）

成長産業を含む特定の職業へのイメージ、就きたい職業の有無、
就きたい職業を決めたきっかけ、働く目的、仕事を選ぶ際に重視したいこと、
退職・転職に関する価値観、就業場所の希望、県内／県外で就業した（い）理由
仕事をするまでに身に付けておきたい力

（学校教育の振り返り）

キャリア教育等で将来を考える上で影響を受けたこと

キャリア教育等で将来を考える上で体験できればよかったと思うこと

企業対象

計画通りの採用となっているか

採用に当たっての課題と課題に対する取組

高卒者等が職場を選ぶ際に重視していることはなんだと思うか

高卒新入社員等に身に付けておいてほしいこと

インターンシップの実施状況・効果と課題

高校までのキャリア教育推進に協力できること

学校対象

生徒の進学先の決定に影響する事柄、高校の普通科に進学する理由

高校卒業後に就職／進学を希望する理由

生徒が仕事をするまでに身に付けておくべき力

生徒が仕事を選ぶ際に重視していると思われること

キャリア教育推進に向けて困っていること・重視すること

キャリア教育の指導に係る効果的な研修